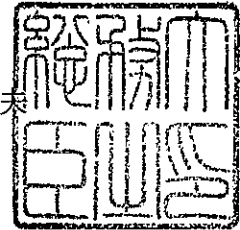


総政企第 282 号
平成23年10月21日

統計委員会委員長 殿

総務大臣
川端 達夫



諮問第39号

労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について（諮問）

標記について、平成23年10月13日付け総統労第160号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第11条第2項において準用する法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更（名称の変更）に当たり、法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(労働力調査(基幹統計調査)の計画及び労働力調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)について)

I 労働力調査(基幹統計調査)の計画の変更

1 調査の目的等

労働力調査は、毎月、短期的な労働力需給の変化を把握する観点から、国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的として、世帯を対象に実施している調査である。

本調査は、昭和21年9月に試験的に開始し、同22年7月から本格的に実施するようになり、さらに、同25年4月からは旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査として実施してきた。平成21年4月からは、新統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計(労働力調査)を作成するための基幹統計調査として実施している。

本調査は、就業及び不就業の状態に関する基本的事項を把握するための「基礎調査票」及び基礎調査票の報告世帯の一部を対象として就業希望、就職活動等の詳細な事項を把握するための「特定調査票」により行っており、報告世帯は前者が約40,000世帯、後者が約10,000世帯となっている。

本調査の結果は、政府が毎月発表する月例経済報告において、雇用面の指標として景気の分析に利用されている。また、各種雇用・労働政策の検討のほか、国民経済計算における雇用者報酬の推計等にも利用されている。

2 諮問の趣旨

近年、企業間競争の激化、経済の低迷等を背景として、非正規雇用の増加等就業構造が大きく変化しつつある。また、労働力人口の減少が社会全体の課題となる中で、多様な人材を十分に活用するため、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっており、これに伴い労働時間のより正確な把握が必要となってきている。

こうしたことから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、働き方の多様化に対応した労働統計の整備を図る観点や労働時間の分析に資する観点から、関係する統計調査について、調査事項の改善が求められている。

これらのことを受けて、国民の就業及び不就業の状態をよりの確に把握するため、報告者の負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

3 主な変更内容

(1) 主な調査事項の変更

ア 調査内容の追加

(ア) 「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」の追加(基礎調査票)

国際労働機関(ILO)の決議(2008年に開催された第18回国際労働統計家会議で採択された労働時間の測定に関する決議)において、年ベースの総実労働時間の把握に努めることが規定されていることから、当該労働時間の推計のために、既存の調査事項である「月末1週間の就業時間」に加え、「月末1週間の就業日数」及び「月

間就業日数」を新たに追加する。

(イ) 「非正規雇用に就いている理由」の追加（特定調査票）

近年拡大している非正規雇用者のより詳細な実態（配偶関係、収入、非正規雇用が本意か否か等）を把握し、非正規雇用の増加の背景や非正規雇用と育児・介護との関係を把握・分析するため、「非正規雇用に就いている理由」を新たに追加する。

イ 調査内容の充実等

(ア) 「常雇」の分割（基礎調査票）

非正規雇用の実態をより正確に把握する観点から、その形態の一つである有期雇用契約者を特定し、当該有期雇用契約者数を推計するため、既存の「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割する。

(イ) 教育区分の分割（特定調査票）

学歴は就業状況と密接に関連する事項であり、かつ、近年の高学歴化に伴い大学院卒業者が増加する中で、大学院卒業者の就職難等が社会問題となっていることから、大学院卒業者における学歴と就業状況の関係を把握・分析するため、教育区分のうち既存の「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分割する。

(ウ) 非求職理由の選択肢の分割（特定調査票）

就業抑制要因としては、「育児」等のほか、近年の高齢化の進展に伴い「介護」等のウェイトが大きくなってきていると考えられることから、非求職理由と介護との関係を把握・分析し、介護支援対策やワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、現在仕事を探していない理由の選択肢の一つである「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を「出産・育児のため仕事が続けられそうにない」と「看護・介護のため仕事が続けられそうにない」に分割する。

(エ) 派遣労働者の把握方法の変更（基礎調査票）

国民経済計算の推計に必要な産業別の労働投入量を把握するため、派遣労働者の「勤め先・業主などの名称」について、従来の派遣元企業等の名称から、実際に労働力が投入されている派遣先企業等の名称に変更する。

ウ 調査内容の移動等

(ア) 「勤め先における呼称」の特定調査票から基礎調査票への移動

非正規雇用の実態に関するデータをより迅速に提供するため、「勤め先における呼称」を特定調査票から基礎調査票へ移動することにより、四半期ごとの調査項目から毎月の調査項目へ変更する。

(イ) 「転職などの希望の有無」の基礎調査票から特定調査票への移動

「転職などの希望の有無」は、転職希望の有る者・無い者別に、それぞれの各種属性（配偶関係、年齢、雇用形態等）との関係を把握し、転職の背景を分析するために設けていた調査事項であるが、月々の変化の少ない事項であるため、選択肢の内容を一部整理の上、基礎調査票から特定調査票へ移動し、毎月の調査項目から四半期ごとの調査項目へ変更する。

(ウ) 「転職に伴う収入の増減」の削除（特定調査票）

「転職に伴う収入の増減」については、転職が収入の増加にどの程度寄与しているかを把握し、転職の背景について分析するために設けていた調査事項であるが、収入の増減割合が時系列的にみてほぼ一定で大きな変化がなく、把握する必要性が他の項目に比べて低いと考えられるため、報告者の負担軽減等も勘案し削除する。

(2) 集計事項の変更

調査事項の追加・充実を踏まえ、①非正規雇用の実態把握に関する集計、②年ベースの総実労働時間の推計に資する集計等を充実する。

II 労働力調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「労働力調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である労働力調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「労働力調査」から適切な名称（案：労働力統計）に変更する。

労働力調査の概要

- 調査の目的 完全失業率等我が国における就業・不就業の状態を毎月、明らかにし、雇用政策等各種行政上の施策の基礎資料を得る
- 調査の期日 毎月末日現在(12月は26日現在)
なお、就業状態は毎月の末日から遡った1週間の状態を調査
- 調査の対象 全国約2,900調査区、約4万世帯(15歳以上の世帯員約10万人)
- 調査事項 基礎調査票及び特定調査票(2年2か月目調査世帯のみ対象)の2種類を使用
・基礎調査票 就業状態等就業・不就業に関する基本的な事項
・特定調査票 前職の状況、失業期間等就業・不就業に関する詳細な事項
- 調査の流れ

総務省統計局	↔	都道府県	↔	指導員	↔	調査員	↔	調査世帯
--------	---	------	---	-----	---	-----	---	------
- 利活用状況 雇用対策や景気判断等のための重要な基礎資料として、国及び地方公共団体を通じて幅広く利活用

近年の重要課題(新たなニーズ)

少子高齢化による労働力人口の減少や非正規雇用の増加に見られる雇用の構造的な変化等近年の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)等における以下の指摘事項を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

- 実労働時間の適切な把握の観点からILOの国際基準(2008年に採択された労働時間の測定に関する決議)も踏まえた調査事項の見直しについての検討
- 有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善についての検討
- 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計の整備*

※平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書の指摘

見直しのポイント

- 実労働時間のより適切な把握
 - ・年ベースの実労働時間の的確な推計に必要な事項として、既存の「就業時間」(月末1週間)に加え、新たに「就業日数」(月末1週間、月間)の追加(基礎調査票)
- 非正規雇用の動向や実態把握の充実
 - ・有期雇用契約の把握に資するため、常雇について、有期と無期への細分化(基礎調査票)
 - ・非正規雇用の動向のよりタイムリーな把握や非正規雇用に関する分析の充実のため、特定調査票で把握していた「勤め先における呼称」(正規・非正規別の内訳)について、基礎調査票による毎月把握への変更(特定調査票から基礎調査票へ)
 - ・非正規雇用について、不本意型や育児・介護との関係の把握のため、「非正規雇用にいる理由」の追加(特定調査票)
 - ・派遣労働者の産業の把握方法について、各産業での派遣の活用状況の把握のため、派遣元から派遣先への変更(基礎調査票)
- その他の改善等
 - ・「教育」の選択肢について、大学と大学院の分割(特定調査票)
 - ・新規事項の追加に伴い、一部の調査事項について利用状況や報告者の負担等も勘案して削除等(基礎・特定調査票)

行政上の施策への利用等

① 政府の景気判断の指標

政府が毎月発表する月例経済報告では、労働力調査の結果が雇用面の指標として景気の分析に利用されている。

② 各種雇用対策における利用

- ・労働力調査結果によると、若者を取り巻く雇用情勢の厳しさや非正規雇用の増加傾向が続いており、これを踏まえて、「職業安定法施行規則」が改正され、採用内定取消しの防止のための取組が強化された。
- ・少子高齢化が進む中で、高齢者の労働力人口も注目されている。高齢者の雇用・労働政策として、厚生労働省は高年齢者雇用安定法の改正を踏まえ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を推進している。

③ 審議会等での利用

・男女共同参画会議

女性の現状を把握する基礎資料として女性の労働力率や専門的・技術的、管理的職業従事者の割合等が利用されている。

・労働政策審議会

労働政策を審議するために必要な雇用・失業情勢の現状把握の基礎資料として、完全失業率、雇用形態別雇用者数、労働力人口などの指標が利用されている。

・ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

仕事と生活の調和の実現の進捗状況の点検・評価のために、就業率、長時間労働雇用の割合などの指標が数値目標として設定されている。

国際比較のための利用

国際労働機関(ILO)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などにデータを提供しており、これらの機関では、各国から収集した労働力調査等の結果を用いて国際比較をし、労働経済問題の分析・提言を行うほか、労働統計の国際データベースを構築し、インターネット等で一般に提供している。

国民経済計算の推計への利用

国民経済計算における雇用者報酬の推計に、雇用者数が利用されている。

地方公共団体における利用

地方公共団体の雇用推進計画策定の基礎資料や地域振興計画の現状分析資料として利用されている。